

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成23年4月14日(2011.4.14)

【公開番号】特開2010-79006(P2010-79006A)

【公開日】平成22年4月8日(2010.4.8)

【年通号数】公開・登録公報2010-014

【出願番号】特願2008-248166(P2008-248166)

【国際特許分類】

G 02 F 1/1335 (2006.01)

G 02 F 1/1345 (2006.01)

G 09 F 9/00 (2006.01)

【F I】

G 02 F 1/1335

G 02 F 1/1345

G 09 F 9/00 3 1 3

G 09 F 9/00 3 0 2

G 09 F 9/00 3 4 2 Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年2月14日(2011.2.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の基板の一部が張出部として第2の基板から張り出すように前記第1の基板に対して前記第2の基板が貼り合わされ、前記張出部にドライバ素子が搭載された表示素子と、前記第1の基板よりも広い面積に形成され、前記表示素子に対向するように配置された保護板と、

前記表示素子と前記保護板との間に設けられ、前記表示素子に対して前記保護板を接合させる樹脂層と、

を備え、

前記樹脂層は、前記ドライバ素子を覆うようにして前記ドライバ素子の配置領域から前記第2の基板の配置領域にわたって設けられていることを特徴とする保護板一体型表示パネル。

【請求項2】

前記樹脂層の広がりを規制する一対の堰部材が、互いの間に前記ドライバ素子が位置するように、前記張出部に設けられていることを特徴とする請求項1に記載の保護板一体型表示パネル。

【請求項3】

前記堰部材は、前記第2の基板よりも厚く形成されていることを特徴とする請求項2に記載の保護板一体型表示パネル。

【請求項4】

前記張出部に設けられた端子に配線の端部が接続された配線フィルムを備え、前記樹脂層は、前記配線フィルムの端部を覆うように設けられていることを特徴とする請求項1から3の何れかに記載の保護板一体型表示パネル。

【請求項5】

前記樹脂層は、前記表示素子の厚み方向において前記保護板と前記第1の基板との間に収まるように設けられていることを特徴とする請求項1から4の何れかに記載の保護板一体型表示パネル。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】保護板一体型表示パネル

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

この発明は、保護板一体型表示パネルに関する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

この発明は、表示素子に搭載されたドライバ素子を保護することができる保護板一体型表示パネルを提供することを目的としたものである。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

請求項1に記載の発明に係る保護板一体型表示パネルは、第1の基板の一部が張出部として第2の基板から張り出すように前記第1の基板に対して前記第2の基板が貼り合わされ、前記張出部にドライバ素子が搭載された表示素子と、前記第1の基板よりも広い面積に形成され、前記表示素子に対向するように配置された保護板と、前記表示素子と前記保護板との間に設けられ、前記表示素子に対して前記保護板を接合させる樹脂層と、を備え、前記樹脂層は、前記ドライバ素子を覆うようにして前記ドライバ素子の配置領域から前記第2の基板の配置領域にわたって設けられていることを特徴とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項2に記載の発明は、前記請求項1に記載の保護板一体型表示パネルにおいて、前記樹脂層の広がりを規制する一対の堰部材が、互いの間に前記ドライバ素子が位置するように、前記張出部に設けられていることを特徴とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【0011】**

請求項3に記載の発明は、前記請求項2に記載の保護板一体型表示パネルにおいて、前記堰部材は、前記第2の基板よりも厚く形成されていることを特徴とする。

**【手続補正8】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0012****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0012】**

請求項4に記載の発明は、前記請求項1から3の何れかに記載の保護板一体型表示パネルにおいて、前記張出部に設けられた端子に配線の端部が接続された配線フィルムを備え、前記樹脂層は、前記配線フィルムの端部を覆うように設けられていることを特徴とする。

**【手続補正9】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0013****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0013】**

請求項5に記載の発明は、前記請求項1から4の何れかに記載の保護板一体型表示パネルにおいて、前記樹脂層は、前記表示素子の厚み方向において前記保護板と前記第1の基板との間に収まるように設けられていることを特徴とする。

**【手続補正10】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0014****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0014】**

この発明によれば、表示素子に搭載されたドライバ素子を保護することができる。